【固定資産税】

《熱損失防止（省エネ）改修工事等に伴う固定資産税の減額措置（平成20(2008)年4月法施行)》

熱損失防止（省エネ）改修工事等を行った住宅に対して、1年間、居住部分の床面積が120㎡までの固定資産税（家屋分）が**3分の1**（平成29(2017)年4月1日以降に熱損失防止（省エネ）工事等を行い、認定長期優良住宅に該当することとなった住宅については、3分の2）減額されます。

◆減額を受けるための要件（全てを満たすこと。）

① 改修工事により現行の省エネ基準に適合していること。
② 平成26(2014)年4月1日以前から所在する専用住宅又は併用住宅（居住部分の床面積の割合が延床面積の2分の1以上）であること。
③ 令和13(2031)年3月31日までに省エネ改修工事等が完了していること。
④ 改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下であること。
⑤ 断熱改修工事に係る費用（補助金等を除く。）が60万円（税込）を超えること
又は、断熱改修工事に係る費用（補助金等を除く）が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円（税込）を超えること。
⑥ 窓の断熱改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）または窓の断熱改修工事と併せて行う床、天井、壁の断熱改修工事であること
※窓の断熱改修工事は必須です。

◆減額対象床面積

居住部分の床面積が120㎡以下の家屋は、その全部、120㎡を超える家屋は、120㎡相当分が減額の対象となります。

◆減額の期間

改修工事が完了した年の翌年度（1年間）

◆必要書類（①から③まで又は①から④までの全て）

① 納税義務者の住民票の写し（下記の申告書に個人番号の記載がある場合は不要）
② 現行の省エネ基準に適合することを証明する書類（告示に定める建築士などが発行したもの）
③ 領収書、明細書（省エネ改修工事の内容及び省エネ改修工事に要した費用が分かるもの）
④ 改修工事に対する補助金などの交付を受けた場合は、その金額が分かるもの（交付決定通知など）
⑤ 認定長期優良住宅に該当することとなった住宅の場合は、認定通知書の写し

◆手続

改修工事完了日から3か月以内に、「熱損失防止（省エネ）改修工事等に伴う固定資産税減額

申告書」（税務課で配布又はホームページよりダウンロード）に必要事項を記入し、上記必要書類を添えて、税務課へ直接提出をお願いします。

◆その他

耐震改修工事による減額との併用はできません（ただし、居住安全（バリアフリー）改修工事による減額のみ併用可。）。また、過去にこの熱損失防止（省エネ）改修工事等による減額の適用を受けたことがある住宅には、適用されません。